

トレーサビリティと雑草防除

藤原 修 治*

Traceability and weed control

Shuji Fujiwara*

はじめに

農畜産物や食品の安全性、信頼性に対する関心が高まる中、農畜産物やそれらの加工品の生産履歴を遡及し、開示できるシステム（トレーサビリティシステム）の開発や導入が進みつつあり、農畜産物の新たな付加価値として注目を浴びている。

この背景には、BSEの発生や、食品の偽装表示、無登録農薬の使用等により発生した消費者の生産物に対する信頼を回復するために、農林水産省が掲げる「食と農の再生プラン」に基づいて、生産者、加工業者、流通業者、販売業者が一体となって情報開示を進めていることが挙げられる。

JA全農では生産履歴記帳運動と安心システムでトレーサビリティシステムの普及に取り組んでいるが、農産物に使用した農薬の情報開示では、防除日誌記帳運動の成果が活用されている。

防除日誌記帳運動の取り組み

JA全農では1971年に「生産者、農産物、環境」の3つの安全を柱に安全防除運動をスタートさせた。1985年からは消費者に対する「目に見える安心」を目指して、生産者に農産物に使用した農薬名、散布日、使用量、農産物の収穫日等を日誌に記帳させて、農薬使用基準どおりに使用することを啓蒙する防除日誌記帳運動を展開してきた。また、使用基準を遵守して作られた農産物の残留農薬を分析することで、使用基準を遵守した場合の安全性の確認も合わせて実施した。

この運動の成果として、どのような防除日誌を作成したら記帳しやすく、記帳する際に注意すべきポイントが

把握できたことと、農薬は使用基準を守って使用すれば、農産物中の農薬残留量は基準値を超えないことが確認できたことが挙げられる。

防除日誌の記帳で間違いやすいポイントとしては、商品名で記載されているために有効成分毎の使用回数をオーバーしている事例、剤型によっては登録がないにもかかわらず使用されている事例が挙げられる。また、剤型や希釈倍率などが未記載の事例も多く、防除日誌を検討する上で考慮すべき点と思われる。

記帳しやすい日誌の例として、農薬取締法を遵守するための必須記入項目（農薬を使用した月日、場所、農産物名、農薬の種類、単位面積当りの使用量または希釈倍率、農産物の収穫日）と適正に使用するために必要な情報（農薬の使用基準、対象病害虫草、注意事項）が日誌に網羅されていることと、書きやすく、分かりやすい工夫（記号や数値のみで記入できる、防除状況が一目で把握できる等）がなされていることが挙げられる。

残留農薬に関しては、防除に使用した農薬を延べ成分数で20,000点を超える分析を実施したが、90%以上の農薬が検出されず、検出されたものにおいても基準値を超えるものはまったく認められなかった。

トレーサビリティの取り組み

JA全農では、生産履歴記帳運動と安心システムの2本柱で農畜産物のトレーサビリティに取り組んでいる。

生産履歴記帳

運動は、2003年のJA全国大会で組織決定されたJAグループ全体の取り組みである。この運動の目的は、正しい方法で安全な農産物を生産したことを、生産者自らが

*JA全農肥料農薬部農薬原体開発課 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3

National Federation of Agricultural Co-operative Associations (ZEN-NOH), 1-8-3 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004, Japan

生産履歴を記帳することで証明することにある。

具体的な内容としては、①農産物を作る際の実生産基準を予め設定する、②生産基準に基づいて適切な生産管理と記帳を行う、③生産基準毎に農産物を分別管理する、④記帳内容に基づく情報を取引先や消費者に提供することである。

一方、安心システムは、農畜産物およびその加工品を対象として、産地情報や生産履歴などの各種情報を発信し、消費者と生産者を商品と情報でつなぐ仕組みである。農畜産物の生産方法については販売先と事前に合意を図ることと、第三者機関による検査と審査が行われ、認証を受けることなど上記の生産履歴記帳運動を一步進めた取り組みと言える。

2つのトレーサビリティシステムとも防除日誌記帳運動で得られた記帳方法のノウハウを活用したデータベースが用意されており、生産情報の煩雑な管理作業をパソコンで簡便に実施できるうえ、インターネットによる情報提供も可能にしている。

トレーサビリティと雑草防除

生産履歴記帳運動、安心システムともに安全で安定した農畜産物生産による消費者の信頼回復を目的としており、農薬に関しては地域実態に応じて適正に使用することを求めている。農薬に関する要求事項としては、①それぞれの産地の地域に応じた生産方法（防除基準、施肥基準等）を設定すること、②その生産方法に基づいて生産を実行し、生産内容を記帳すること、③消費者や販売先に生産情報を開示することである。農薬の使用基準を遵守して生産された農産物の安全性を実証してきたことが裏付けとなっている。

また、トレーサビリティの視点から雑草防除を捉えた

場合、雑草防除に携わる私たちとしては以下のような取り組みが必要と考えられる。

- ① 生産者にわかりやすい除草剤情報の提供と指導
生産履歴を開示するためには、農薬取締法に基づく適正な使用が大前提となっている。適用作物や使用回数、使用時期や使用薬量については間違いやすい項目であり、使用方法の適切な指導はこれまで以上に重要となる。
- ② 消費者や販売先への情報提供
生産履歴の開示だけに止まらず、除草剤が適切に使用された場合の農産物の安全性や、農産物の生産における雑草防除の重要性に関するコミュニケーションが必要と思われる。
- ③ 現場実態に応じた適切な雑草防除の実施
除草剤を効率的に使用していくためには、圃場条件や雑草の発生実態に応じた適切な防除方法の指導が必要であり、耕種的防除等を組み合わせて除草剤だけに頼らない防除体系の確立も必要と考えられる。
- ④ 環境保全への取り組み
農産物の安全性だけに止まらず、水系や生態系等の環境への影響も配慮した雑草防除がこれまで以上に求められることが想定される。

おわりに

これからの雑草防除では、省力、低コストな除草剤や防除技術の開発、普及と合わせて、情報開示に関する対応の重要性が増すことが想定される。農産物の安全性に対する信頼確保と、消費者との双方向のコミュニケーションの確立に向けて、生産者と一体となった取り組みが求められている。

(2005年3月15日受理)